

- 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和5年法律第20号、令和5年9月1日施行予定）において、
 - ・補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続の特例措置の創設
 - ・データ連携基盤の整備等に関する援助の拡充等の措置が講じられたことに伴い、当該部分について、所要の改正を行うもの。

1. 補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続の特例措置の創設

◆補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続の特例措置に関する記載事項の追加（第六 4.）

① 財産の処分制限に係る承認の手続の特例の趣旨及び概要

特定事業の実施にあたっての補助金等交付財産の活用に関する事項を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、各省各庁の長の承認があったものとみなすこととする。これにより、別途同条の承認の手続きを重複して行う必要がなくなるものである。

② 区域計画への記載事項

ア) 当該補助金等交付財産の内容（所管府省庁・補助金等の名称・補助金等交付財産の現状）

イ) 当該補助金等交付財産の活用をする者（補助金等交付財産の交付を受けた補助事業者等）

ウ) 当該補助金等交付財産の利用の方法（活用する特定事業及びその実施主体、利用方法、利用形態）

◆区域計画の認定に対する関係府省庁の長の同意の条件の追加（第五 2. ④）

- ・補助金等交付財産の目的外使用等に関する事項を定めた区域計画の認定に対する関係府省庁の長の同意は、補助金等を所管する立場から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条における承認の基準に照らして行うものとする。
- ・関係府省庁の長は、補助目的の達成や補助金等交付財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。

2. データ連携基盤の整備等に関する援助の拡充

◆データ連携基盤の整備に係る記載の追加（下線部を追加）

- ・国は、先端的サービスの実施の促進を図るため、データ連携基盤を整備する者に対し、当該基盤に係る規格の整備及び互換性の確保並びに当該基盤から提供されるデータの内容の正確性の確保その他の当該基盤の利用における安全性及び信頼性の確保に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うこととする。

データ連携基盤の整備等に関する援助の拡充

- 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和5年法律第20号）により、分野横断的な先端的サービスの実施に必要なデータ連携基盤を整備する者に対して国が行う援助の内容として、これまでの互換性の確保の取組（※）に加え、**データ連携基盤の利用における安全性と信頼性の確保に関する情報の提供等を追加**

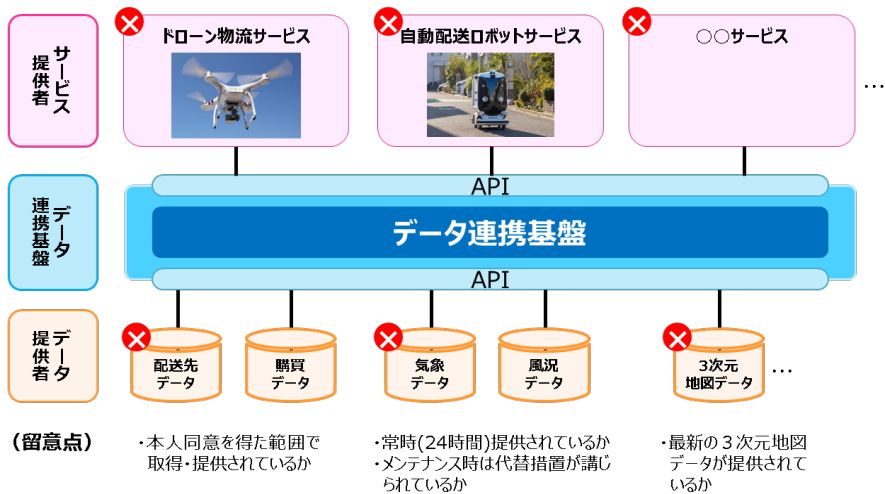
※データ仲介機能の開発・無償提供等による基盤整備コストの抑制など

現状の課題

- 先端的サービスの実装に当たっては、データ連携基盤から提供されるデータの安全性・信頼性の確保が極めて重要。データが規格に適合していても、**データの正確性等の品質が十分でない場合、データ連携基盤から提供されるデータを信頼して利用できない。**

（例）データが更新されず古いままになっている、データが改ざんされている 等

→ **データの品質管理の取組を強化することが必要**



今後の取組

- **データ連携基盤の整備主体・データ提供者・データ利用者の3者が効率的・効果的にデータの品質管理を行うことができるよう、今後ガイドブックや簡易評価ツールを作成し、公開予定**

データの品質管理に関する役割

簡易評価ツールのイメージ

データ提供者

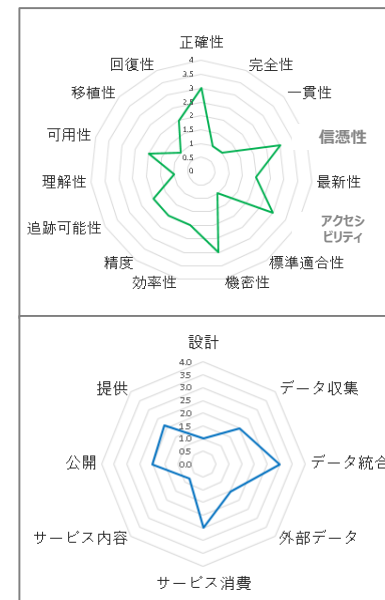
・提供されるデータの品質（更新頻度、単位系、暗号化等）の明確化

データ連携基盤

・基盤を通じて提供されるデータの品質管理状況の明確化
・データを利用して先端サービスを提供する主体が使いやすいデータの収集

データ利用者

・提供する先端サービスに必要なデータの品質水準の明確化



（デジタル庁「データ品質管理ガイドブック」より）